

消費者団体ほか関係団体との意見交換会

平成 28 年 3 月 3 日

NPO 法人消費者支援ネットワークいしかわ

理事・事務局長 青海万里子

1 NPO 法人消費者支援ネットワークいしかわ沿革

平成 24 年（2012）2 月 9 日 石川県消費者団体連絡会が石川県委託事業
「消費者フォーラム」開催

平成 25 年（2013）消費者庁「国からの提案」適格消費者団体設立支援 補助事業
9 月 13 日 設立準備会スタート

平成 25 年（2013）12 月 22 日 設立総会

平成 26 年（2014）3 月 26 日 石川県より特定非営利活動法人 認可
4 月 1 日 特定非営利活動法人 登記

2 会員状況 平成 28 年（2016）1 月 31 日現在

・個人正会員	65 名	・団体正会員	13 団体	計 78 名
・個人賛助会員	3 名	・団体賛助会員	3 団体	計 6 名

3 運営体制

- ・理事会 理事 13 名 監事 2 名
理事 弁護士 1 名、司法書士 1 名、相談員 1 名、学識者、2 名、消費者団体 8 名
監事 司法書士 1 名、相談員 1 名
- ・専門部会 委員 20 名
弁護士 11 名、司法書士 4 名、相談員 3 名、学識者 1 名、消費者団体 1 名
- ・消費者部会 委員 11 名
学識者 1 名、相談員 1 名、消費者団体 9 名
- ・事務局 3 名 事務局長 1 名（県生協連専務理事兼務） 経理事務局員 1 名（兼務）
専任事務局員 1 名（設立補助金により雇用 4h×4 日/週）

4 活動内容

(1) 各種消費者被害の実態調査・研究、情報の収集・提供事業 他

消費生活トラブル法律相談用ホットライン（随時）...弁護士・司法書士対応
消費生活相談員、自治体職員との意見交換会...石川県内 4 か所で実施
事業者への是正申し入れ活動...

- ・1 事業所（電力会社）... 是正により終了 2016.4 より改定予定
- ・1 事業所（ケーブルテレビ）... 是正により終了 2016.1.1 約款改訂
- ・1 事業所（結婚相談所）... 一部是正により終了予定
- ・1 事業所（中古車販売）... 申入れ中
- ・3 事業関係（有料老人ホーム・レンタルビデオ・不動産業）... 検討グループ活動中
適格消費者団体連絡協議会（年 2 回） 出席

(2) 消費者被害を未然に防ぎ、消費者市民社会を実現するための普及啓発事業

消費者フォーラムの開催 ...総会記念講演会

消費者力アップセミナー ...9/8・10/20

消費者力検定 ...11/4

消費者教育事業

・消費者教育プログラム作成研修会 ...「家庭科の教科書を学ぶ」2/5

・出前講座・講師派遣等

* コープおおぬか探検隊(子どもグリーンコンシューマー養成講座) ...7/28

* NTT 退職者の会 学生寸劇+講演会 ...10/23

* コープいしかわ 消費者力アップミニ講座 ...11/27

* 出前講座リスト整備 ...随時

* 地方消費者グループフォーラム(福井市) ...11/16

事業者団体への出前講座 ...年2回実施予定

(3) 委託事業

食品表示調査...石川县委託事業(県内小売店、食品加工事業所 各100事業所)

・小売店の表示調査および食品加工事業所に対する普及啓発及び調査

・消費者教育セミナー...金沢市委託事業

* 「子どものためのキケン学~ヒヤリ!ハッと!みつけ」...7/20・8/2

* 「シニア世代の安全安心インターネット塾」...2/19・2/23

(4) 関係諸機関とのネットワーク事業

・悪質商法追放キャンペーン(5/23 石川県主催)

・食品安全セミナー(9/14 食品産業センターとの共催)

・グリーンコンシューマー全国一斉調査への参加

消費から持続可能な社会をつくる市民ネットワーク(事務局:NPO 法人環境市民)

・消費者のつどい(3/16 予定 石川県消費生活支援センター主催)

・石川県消費者大会(3/23 予定 石川県消費者大会実行委員会主催)

(5) その他

・ホームページ、リーフレット等による情報提供

消費者委員会への要望

発言内容は発言者個人の見解です。

1．適格消費者団体への支援

2/13, 14 に開催された適格消費者団体連絡協議会に参加した14の適格消費者団体、13の適格を目指す団体の多くは生協関係者または弁護士が事務局を務めており、専任の事務局員が常駐しているケースはまれであり、財政基盤も脆弱です。申し入れ、差し止め訴訟などに要する膨大な事務作業、経理の区分管理などを行うには専任事務局員の配置が必須であり、そのための人件費の確保は組織運営のかなめと言えます。国が作った制度を持続可能なものにしていくには、何らかの支援のしくみづくりが必要です。消費者委員会として保障行政の考えに沿った支援策について建議をお願いします。

2．事業者の消費者志向経営の促進

消費者の安全をないがしろにしないための環境整備は整いましたが、依然として消費者はエンドユーザーのままとなっています。事業者は消費者の嗜好に合わせて売れる商品をつぎつぎに開発・販売していますが、それらはかならずしも消費者の望む安全・安心な商品とは一致しない現状があり、食品事故や偽装、アレルギーや誤使用による事故などが起きています。商品設計の段階から消費者の意見を反映することにより、消費者に支持されるより安全な商品作りができ、事業者の消費者志向経営の促進につながることを期待されます。

事例1．平成25年度 地方消費者行政活性化基金を活用した石川県産食材を活用した食品被害未然防止食品開発事業（P4.）

消費者が店舗の商品の表示を見る体験を通して商品を選択する際のスキルを向上させ、わかりづらい、紛らわしい表示や展示方法などについて事業者と意見交換する場を設ける取り組みは、リスクコミュニケーションを図る機会となり消費者・事業者双方の啓発効果が期待できます。こうした事業を地方公共団体が消費者団体に委託することで団体の育成も図れると思います。

事例2．平成26年度 金沢市委託事業 「かなざわ食品表示みはりたい研修事業」

平成26年度 金沢市委託事業 「金沢のお土産 太鼓判研修事業」

平成27年度 金沢市委託事業 「家庭用品品質表示研修事業」

3．横断的消費者教育の推進

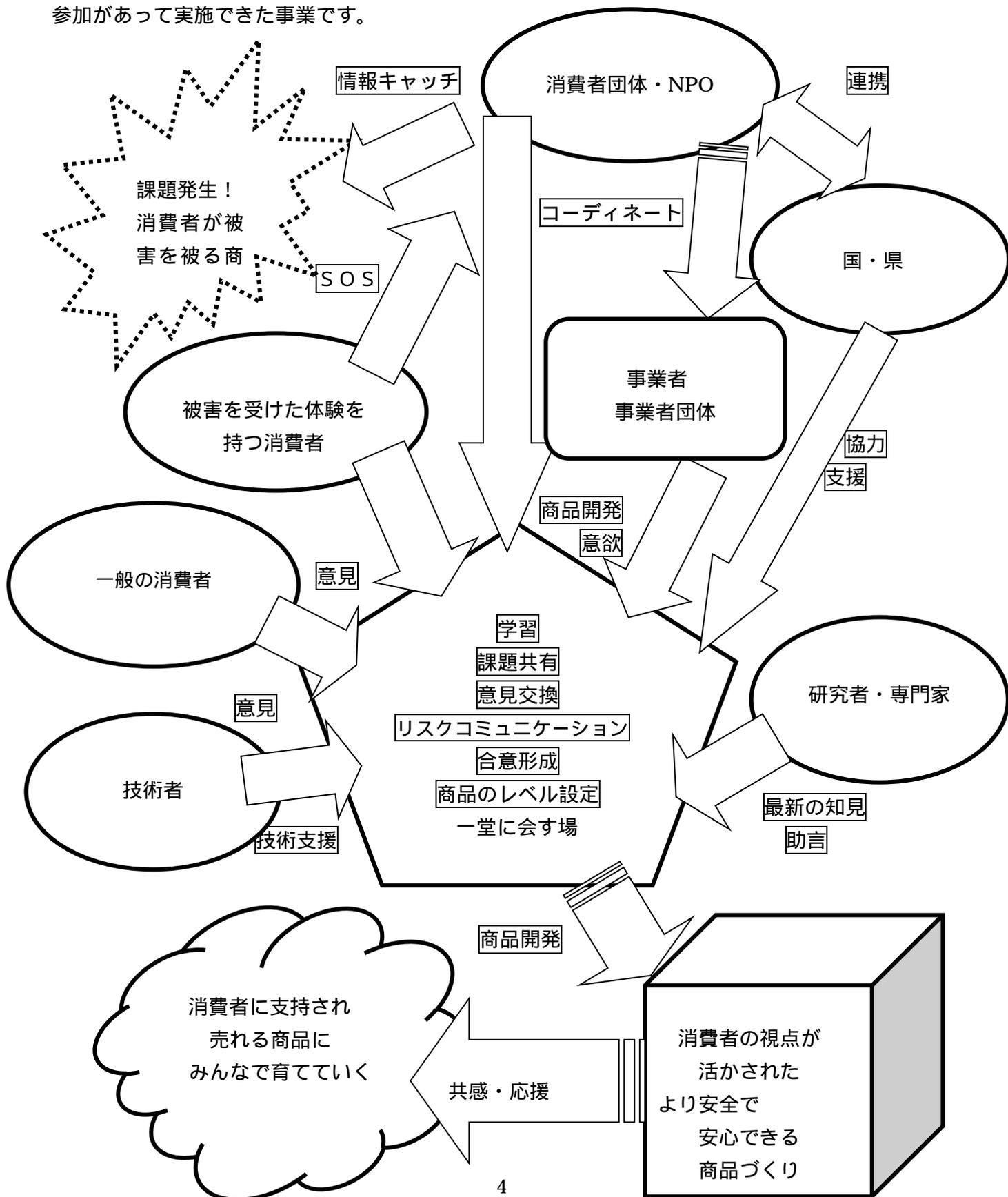
・消費者教育は分野が広く各世代に応じたプログラムの整備が急務です。「消費者教育の体系イメージマップ」は環境省や文部科学省が進めているESD（持続可能な開発のための教育）と重なる部分が多くあります。また小中高等学校の家庭科の教科書では「くらしと環境」が一つの単元で扱われています。学校現場では多方面からの要請による混乱を避けるためゲストティーチャーの受け入れに消極的になる傾向があります。多様な担い手による消費者教育の普及啓発を進めるためには他省庁と連携し、地方公共団体の教育委員会との合意形成を図るなど横断的・包括的な消費者教育の推進が求められます。

4．他省庁への消費者志向政策の働きかけ

・消費者庁は他の省庁の政策に消費者マインドを付加する役割も担っていると思っております。そうした役割発揮のためにも地方への移転については慎重に検討いただきたく、消費者委員会としてもご検討いただければ幸いです。

商品開発のポイント フローチャート(消費者庁ウェブサイト 新着情報 2014年6月25日より)

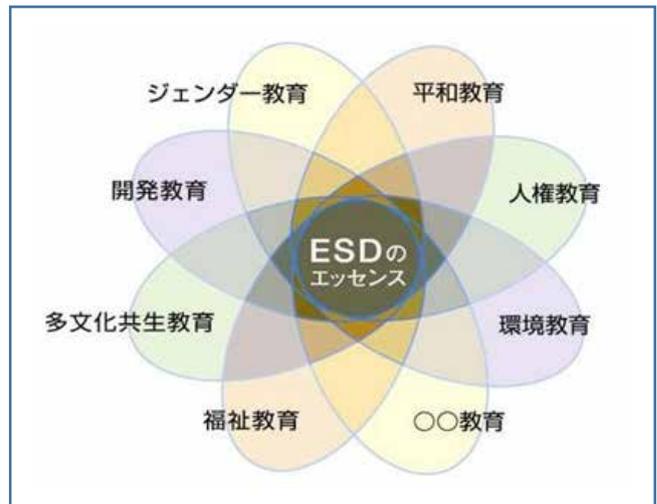
今回の商品開発は、家族に食物アレルギーのある人・ない人・双方の消費者、医師、栄養士、食品表示の専門家、食物アレルギーに関心を持つメーカー、国、県、それらの人を繋ぐ消費者団体などの参加があって実施できた事業です。



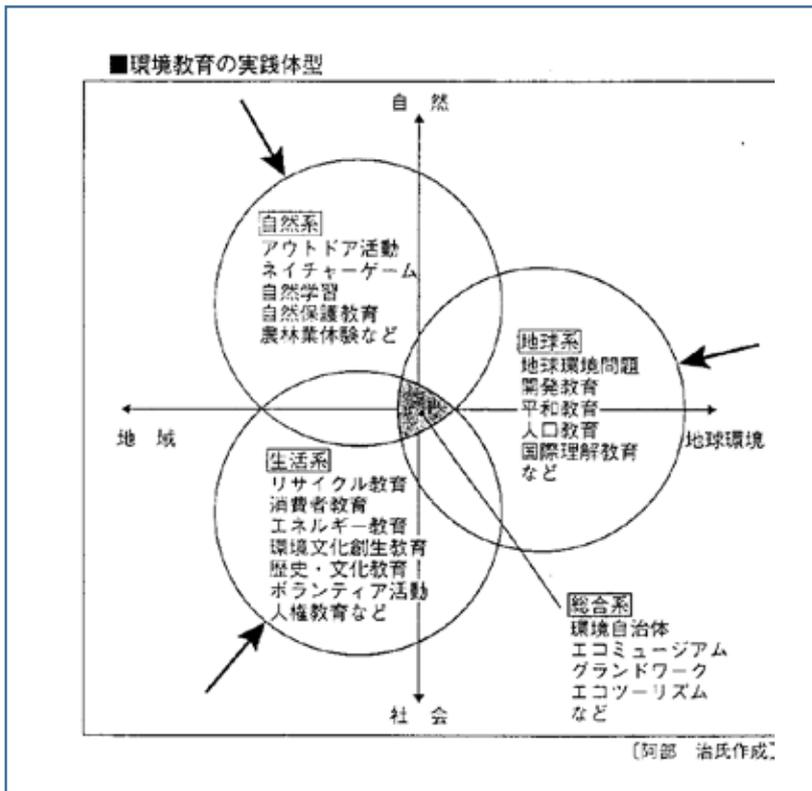
ESD（持続可能な開発のための教育）



文部科学省



ESD-J
「持続可能な開発のための教育の10年推進会議」



立教大学教授 安部治氏